

第67回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和4年1月7日（金） 17時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 1月6日15時時点)

| 国・地域 | 感染者数 | 死亡者数 |
|---------|-------------|-----------|
| 米 国 | 57,702,377 | 832,118 |
| イ ン ド | 35,018,383 | 482,551 |
| ブ ラ ジ ル | 22,328,252 | 619,654 |
| 英 国 | 13,918,510 | 149,761 |
| フ ラ ン ス | 11,027,112 | 125,797 |
| ロ シ ア | 10,405,684 | 306,710 |
| ト ル コ | 9,720,831 | 83,075 |
| ド イ ツ | 7,388,045 | 113,373 |
| ス ペ イ ン | 6,922,466 | 89,837 |
| イ タ リ ア | 6,756,035 | 138,276 |
| そ の 他 | 116,465,072 | 2,523,711 |
| 合 計 | 297,652,767 | 5,464,863 |

※195の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表1月5日24時時点)

| 都 道 府 県 | 感染者数 | 死亡者数 |
|---------|-----------|--------|
| 東 京 | 383,855 | 3,175 |
| 大 阪 | 204,364 | 3,064 |
| 神 奈 川 | 170,053 | 1,319 |
| 埼 玉 | 116,257 | 1,059 |
| 愛 知 | 106,874 | 1,161 |
| 千 葉 | 100,848 | 1,028 |
| 兵 庫 | 78,952 | 1,398 |
| 福 岡 | 74,888 | 627 |
| 北 海 道 | 61,610 | 1,475 |
| 沖 縄 | 51,743 | 398 |
| そ の 他 | 383,825 | 3,686 |
| 合 計 | 1,733,269 | 18,390 |

※チャーター便帰国者15名、空港検疫6,069名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(1月6日18時30分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

| | |
|-----------------|-----------|
| 陽性者数 (累計) | 384,526 人 |
| 入院 | 484 人 |
| 軽症・中等症 | 481 人 |
| 重症 | 3 人 |
| 宿泊療養 | 357 人 |
| 自宅療養 | 311 人 |
| 入院・療養等調整中 | 675 人 |
| 死亡 | 3,175 人 |
| 退院等 (療養期間経過を含む) | 379,524 人 |

(注)

- チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- 「重症」は、人工呼吸器管理（ECMOを含む）が必要な患者数を計上。
- 「入院・療養等調整中」は、当日の新規陽性者及び前日までの陽性者のうち、入院・宿泊療養・自宅療養の調整中や保健所間の移管手続中の陽性者等の人数
- 退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 9月28日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 10月 8日 第78回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 10月15日 第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 10月28日 第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 11月 8日 第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月12日 第80回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月16日 第11回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 11月19日 第81回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 12月 1日 第82回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 1月 7日 第83回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月 9日 第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 9月28日 第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 10月21日 第64回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 11月25日 第65回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 12月 3日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 12月22日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 12月24日 第66回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議(書面開催)

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月30日まで延長)
- ・東京都におけるリバウンド防止措置の実施
(外出時における感染防止策等の要請、施設の使用制限等、令和3年10月1日零時から10月24日まで)
- ・基本的対策徹底期間における対応の実施
(基本的な感染防止策の徹底についての協力の依頼等、令和3年10月25日零時から11月30日まで)
- ・基本的対策徹底期間における対応の実施
(基本的な感染防止策の徹底についての協力の依頼等、令和3年12月1日零時から都が「レベル1」(※)の状況にある間)

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)による

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(11月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び国への共同要請(12月23日)

【総務局】

- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 車両を活用した広報活動を実施【主税局・都市整備局・環境局・建設局・港湾局・水道局・下水道局】
- ・ 年末年始に向けた基本的な感染防止対策徹底の都民への緊急呼びかけ(12月28日)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・ 納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・ 34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・ 納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、予約無しで接種可能な大規模接種会場の案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信
- ・広報東京都11月号で、感染症に対する取り組み(相談窓口、抗体カクテル療法、ワクチン接種状況、接種間隔等、感染症の影響を受けた方への支援)について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、10月25日からの基本的対策徹底期間について「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、接種券のない方への案内チラシ及び予約なしで接種可能な大規模接種会場の期間延長案内チラシを「やさしい日本語」及び英語で発信
- ・広報東京都12月号で、感染症に対する取り組み(都民への呼びかけ、TOKYOワクション、ワクチン接種状況、相談窓口、感染症の影響を受けた方への支援)について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、12月1日からの基本的対策徹底期間について「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・年末年始に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行(12月19日)
- ・広報東京都1月号で、感染症に対する取り組み(都民への呼びかけ、相談窓口、TOKYOワクション、ワクチン接種ポータルサイト、医療人材登録データベース、感染症の影響を受けた方への支援)について掲載

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大、また随時募集において新たな団地を追加毎月募集においては、令和4年1月～3月の戸数360戸(うち60戸は若年夫婦・子育て世帯を対象)随時募集においては、令和4年1月25日から100戸追加募集予定(令和3年1月～令和4年3月累計1,860戸(うち毎月募集1,440戸、随時募集420戸))

【環境局】

- ・年末年始における高尾山山頂(大見晴園地)の閉鎖(12月31日夕方～元旦早朝)

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置(3月30日以降順次設置)
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣(1月7日時点 延2,918人)
- ・「酸素・医療提供ステーション(救急型)」の運用を開始(8月14日～)
- ・「酸素・医療提供ステーション(病院型)」を4病院に設置(8月21日以降順次設置)

【産業労働局】

- ・区部の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供（11月～12月分）について公表（11月11日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（10月）を公表（11月11日）
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金（9/1～9/30実施分）」の申請受付開始（11月15日）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金の受付期間の延長について公表（11月26日）
- ・「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施について公表（11月29日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（11月）を公表（12月9日）
- ・「デジタル人材確保・就職促進事業」「飲食業・観光業向け人材確保支援事業」の実施について公表（12月15日）
- ・「一時支援金等受給者向け緊急支援事業」の実施について公表（12月15日）
- ・「飲食事業者向け業態転換支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）」の申請受付期間等の延長について公表（12月15日）
- ・観光関連事業者に対する支援（追加募集等）の実施について公表（12月15日）
- ・「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」の追加募集開始（12月20日）
- ・「ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業」の追加募集開始（12月20日）
- ・「テレワーク推進リーダー」の申請受付開始（12月22日）
- ・「中小企業等による感染症対策助成事業」をリニューアルし、申請受付開始（1月4日）
- ・区部・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供（令和4年1月～3月分）について公表（1月6日）

【中央卸売市場】

- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで→R4.3支払い分まで延長）

【建設局】

- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【港湾局】

- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【水道局・下水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和4年3月31日まで延長

【下水道局】

- ・施設管理者が自らの施設で、下水中の新型コロナウイルスの分析調査を行う場合の一助となるよう採取手順書を作成し、HPへ掲載

【教育庁】

- ・基本的対策徹底期間の延長に伴い、都立学校での感染リスク低減のための、感染症対策の一層の徹底等を周知
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (11月26日)
- ・12歳以上の児童・生徒が冬季休業中にワクチン接種可能な大規模会場を周知
(区市町村立学校も周知) (12月22日)
- ・年末年始におけるオミクロン株に備えた感染症対策の一層の徹底等を周知
(区市町村に同様の感染症の予防等を周知) (12月23日)

オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応（案）

基本的な考え方

- ✓ 感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧される。
- ✓ 直面する感染拡大に備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となって、この危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により、感染拡大を防いでいく。

期 間

- ✓ 令和4年1月11日（火）0時から、1月31日（月）24時まで

対応の概要

- ✓ オミクロン株による感染拡大防止のため以下の対応を実施
 - 医療提供体制等の強化
 - 都民・事業者に対する協力依頼・要請
 - 都の率先行動

医療提供体制等の強化

オミクロン株の発生件数（7日間平均）の推計

$$\begin{aligned} \text{L452Rの陰性率} &= \frac{\text{（L452 R 陰性数）}}{\text{（検査実施数 - 判定不能数）}} \\ \text{オミクロン株推計} &= \text{（新規陽性者数（1週間累計））} \times \text{（L452Rの陰性率）} \end{aligned}$$

| （令和4年1月6日時点） | 〔4週前〕 12/7(火)～ 12/13(月) | 〔3週前〕 12/14(火)～ 12/20(月) | 〔2週前〕 12/21(火)～ 12/27(月) | 〔前週〕 12/28(火)～ 1/3(月) | 〔直近7日間〕 12/31(金)～ 1/6(木) |
|---|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 新規陽性者数 （1週間累計） | 122件 | 175件 | 270件 | 530件 | 1,526件 |
| 変異株PCR検査実施数 （1週間累計） | 77件 | 143件 | 176件 | 354件 | 562件 |
| L452R陰性数 （オミクロン株疑い数） | 0件 | 6件 | 14件 | 158件 | 361件 |
| L452Rの陰性率 | 0.0% | 5.1% | 9.1% | 49.1% | 68.9% |
| オミクロン株 新規陽性者(推計) （1週間累計） | 0人 | 9人 | 25人 | 260人 | 1,051人 |
| <u>オミクロン株 新規陽性者(推計)</u> <u>（7日間平均）</u> | 0人 | 1.3人 | 3.5人 | 37.2人 | 150.2人 |

医療提供体制の強化①

| 保健・医療提供体制 | | オミクロン株 特別対応 | |
|--------------|--|---|-------------------------------------|
| | | 病床確保レベル2 | 病床確保レベル3 |
| 医療機関 | 病床確保レベル3へ 一気に移行 オミクロン株新規陽性者数が概ね 100人/日以上 (7日間平均)又は増加比が概ね300%以上が2週間継続の場合 | 確保病床(計画) 6,891床 | ※感染者の重症度、病床の使用状況、一般医療への影響等を考慮して順次実施 |
| 入院待機ST | | 46床 (平成立石病院 20床、永生病院 16床、東京北医療センター 10床) | |
| 酸素・医療ST【施設型】 | | 600床 (旧赤羽中央総合病院 150床、築地デポ 191床、調布庁舎 84床、都民の城 140床、区主導型(練馬) 35床) | |
| 酸素・医療ST【病院型】 | | 120床 (荏原40床、豊島40床、多摩南部地域病院20床、多摩北部医療センター20床) | |
| 宿泊療養施設 | | 1月中旬以降 7,000室 体制(稼働ベース4,760室)、 11,000室 確保見込。さらに居室確保に向けて調整中 | |
| 検査体制 | | 行政検査: 1月以降 約10万件/日 、無料検査: 最大3万件/日 (~1/31) | |

医療提供体制の強化②

| 保健・医療提供体制 | | オミクロン株 特別対応 | |
|-----------|--|-------------|----------|
| | | 病床確保レベル2 | 病床確保レベル3 |
| 自宅療養体制 | 発熱相談センターの体制強化(100回線(30回線増)) | | |
| | 自宅療養者フォローアップセンターの体制強化(計画の250名体制からさらに増員) | | |
| | 入院調整本部の体制強化(軽症者の入院調整等の体制整備) | | |
| | 医療機関による陽性判明直後からの健康観察の促進(協力機関の募集で約1,000医療機関から応募あり) | | |
| | 自宅療養者の往診体制を強化(都内全域オンライン診療、広域的に実施する10医療機関を先行指定(追加あり)) | | |
| | 経口薬の提供体制の確立(医療機関958件、薬局1,317件登録済) | | |
| 保健所体制 | 人材確保、健康観察の進捗の見える化やチャットボット、ウェアラブル端末による健康観察を先行実施 | | |
| | 保健所を通さず宿泊療養を希望する患者が直接申し込む体制を強化、広報を展開 | | |
| ワクチン | 医療従事者及び高齢者施設入所者・従事者(R3.12～追加接種(3回目接種)開始) | | |
| | 一般高齢者(R4.1～追加接種開始)、警察・消防関係者等エッセンシャルワーカーを前倒し調整 | | |

オミクロン株に係る入院基準の見直し（都の対応）

・陽性者全員

原則入院

- 個室管理
- 陰圧管理
- 他の株の患者と
同室にしない

退院基準

2回連続の
陰性確認が必要

見直し

- ・酸素投与が必要な方や必要になる可能性が高い方
- ・重症化リスクが高い方 等

引き続き、入院対応

1/7:4,839床 → 6,891床で受入

※感染者の重症度、病床の使用状況、
一般医療への影響等を考慮して順次準備

退院基準

発症から10日経過※
※ワクチン接種者

・それ以外の方（軽症、無症状の方）

原則として、宿泊療養

※酸素・医療提供ステーション(720床)等で薬剤や酸素など投与

11,000室確保

(約3,100室は検疫に提供)

宿泊療養ができない事情がある場合は、自宅療養

- 発熱相談センターの体制強化(100回線)
- 自宅療養者フォローアップセンターの体制強化(250名からさらに増員)
- 入院調整本部の体制強化(軽症者の入院調整等整備)
- 医療機関による陽性判明直後からの健康観察の促進(協力募集約1,000医療機関)
- 自宅療養者の往診体制強化(オンライン診療、10医療機関先行指定)
- 経口薬の提供体制の確立(医療機関・薬局約2,200件登録済)
- 酸素・医療提供STで外来診療、中和抗体薬、酸素、輸液投与

👉 **入院、宿泊療養、自宅療養において、万全の備え**

都民・事業者に対する協力依頼・要請

都民の皆様へ

✓ 混雑する場所などへの外出を控えるなど
感染リスクの高い行動を控えて

- 会食は、**認証店、少人数、短時間で**
- **緊急事態措置や重点措置区域への**
不要不急の移動及び、
体調不良時の**外出は、極力控えて**
- あらゆる場面で、
自ら基本的な感染防止対策の徹底を



飲食店の皆さまへ

✓ 飲食店の取扱い

| | |
|------|---|
| 認証店 | <ul style="list-style-type: none">・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を 4人以内に、5人以上の場合「TOKYOワクション」、他の接種証明書、陰性証明書等の活用を強く奨励・ 認証基準を適切に遵守して営業を |
| 非認証店 | <ul style="list-style-type: none">・ 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内に・ 酒類提供、持込は11時から21時の間に |

✓ 非認証店については、**是非点検を**



商業・集客施設等の皆様へ

- ✓ 混雑時の入場者の整理等を徹底して
- ✓ イベントの開催に当たっては、主催者から提出された感染防止安全計画を都が一層厳格に確認
- ✓ 来場者へ基本的な感染防止対策の徹底や「TOKYOワクション」の活用等を呼びかけるなど、安全・安心なイベント開催を



広報・情報発信

- ✓ 都職員による**繁華街での呼びかけ**や
広報車による**注意喚起を実施**
- ✓ 区市町村でも**防災無線**を活用した呼びかけ
- ✓ **SNS**や**テレビCM**等で、**積極的に発信**



テレワークの取組の一層の強化

◎ テレワーク強化を**経済団体**に要請

- ・ 各団体を通じて企業へ働きかけ

テレワーク・パワーアップ作戦

- 社内のテレワーク実施状況を**チェックリスト**で総点検
- 総点検を踏まえ、**テレワーク実施目標**を各社で設定

学校での対応

- ✓ 基本的な感染防止対策と健康観察を徹底
体調がすぐれない場合は登校しない
- ✓ **修学旅行**などは、訪問先の感染状況
に応じて、**延期又は中止**を検討
- ✓ **都立学校の入試**は、別室受験や追試験など
受験機会を確保する



都の率先行動

都立施設等の対応

1月11日から

- スポーツ施設、図書館、都立公園等を除き、原則休館とする
- 美術館・博物館の企画展、劇場・ホールの公演等は対象外

■ 休館する施設の例

- 動物園・水族園 : 恩賜上野動物園※、葛西臨海水族園等
- 有料庭園・植物園 : 浜離宮恩賜庭園、神代植物公園等
- P R施設等 : 都庁展望室、東京都水の科学館等
- 美術館・博物館 : 江戸東京たてもの園等

※抽選済の1月12日から14日までの3日間、2時間に限り、ジャイアントパンダ観覧のみ実施

「隗より始めよ」

- ✓ 都庁職員の**テレワーク**を強化
- ✓ 特に、テレワーク推進のキーパーソンである**管理職**は、可能な限り**終日テレワーク**
- ✓ **出張**は、**テレビ会議**や**電話**、**メール**で対応
- ✓ **会食**は、**認証店**で**4人以内・90分以内**



オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応（案）
～都民・事業者向けの協力依頼・要請～

令和4年1月7日
東京都

1. オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応

(1) 区 域 都内全域

(2) 期 間 令和4年1月11日（火曜日）0時から1月31日（月曜日）24時まで

(3) 対応の概要

感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧

直面する感染拡大に備え医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となって、この危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により、感染拡大を防止

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼
- ・感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項) 等

②事業者向け

- ・「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している飲食店等に対し、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼
(5人以上とする場合は、TOKYOワクション等の活用を強く奨励)
- ・業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項) 等

2. 都民向けの協力依頼・要請

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 感染防止を強く意識し、感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動は控えるよう協力を依頼
 - ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼。なお、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるよう協力を依頼
 - ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
 - ・ 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
 - ・ 会食は、少人数、短時間で実施するよう協力を依頼
- **感染に不安を感じる都民に対して、検査を受けることを要請（法第24条第9項）**

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 対 応 |
|--------------------|--|---|
| 遊興施設 (第11号) | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設 | <ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・5人以上とする場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼 |
| 飲食店 (第14号) | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） | <ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 |
| 集会場等 (第5号) | 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場 | <ul style="list-style-type: none">●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 対 応 |
|--------------------|--|---|
| 劇場等 (第4号) | 劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 混雑時の入場者の整理等を実施徹底するよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項） |
| 集会場等 (第5号) | 集会場、公会堂、葬儀場 等 | |
| 展示場 (第6号) | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等 | |
| 商業施設 (第7号) | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等 | |
| ホテル等 (第8号) | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 運動施設 (第9号) | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等 | |
| 遊技場 (第9号) | マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等 | |
| 博物館等 (第10号) | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等 | |
| 遊興施設 (第11号) | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等 | |
| 商業施設 (第12号) | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等 | |
| 学習塾等 (第13号) | 自動車教習所、学習塾 等 | |

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 対 応 |
|--------------------|------------------|--|
| 学校 (第1号) | 幼稚園、小学校、中学校、高校 等 | <ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること |
| 保育所等 (第2号) | 保育所、介護老人保健施設 等 | |
| 大学等 (第3号) | 大学 等 | |

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

| 施設規模 イベント類型 | 施設の収容定員（※2） | | |
|--------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------|
| | ～5,000人以下の施設 | 5,000人超～10,000人の施設 | 10,000人超の施設～ |
| 大声なしの イベントの場合 （※1） | 収容定員まで可 | 5,000人まで可 | 収容定員の半分まで可 |
| | | 「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➔ 収容定員まで可 | |
| 大声ありの イベントの場合 （※1） | 収容定員の半分まで可 | | |

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書、陰性証明書等を活用することを強く奨励
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

「第 67 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 1 月 7 日（木） 17 時 30 分

都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは、ただ今より、第 67 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まず初めに、現在の状況、国及び都の動き、各局の対応について私からご説明いたします。

まず、主要な国・地域ごとの発生状況になります。

世界全体で現在までに約 2 億 9,800 万の方が感染され、500 万を超える方が亡くなられています。

国内の発生状況です。これまでに約 173 万人の方が感染され、約 1 万 8,000 名の方が亡くなりになっています。

都の発生状況です。陽性者数は累計で 38 万 4,526 名になります。現在入院中の方は 484 名、亡くなられた方は累計 3,175 名、退院されている方は 37 万 9,524 名という状況です。

次に直近の国の動きです。

本日政府において、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、広島、山口、沖縄にまん延防止等重点措置を適用することが決定されました。

都の動きです。12 月に危機管理対策会議を 2 回、対策本部会議 1 回を開催し、オミクロン株への対応を随時強化してまいりました。現在、12 月 1 日から「基本的対策徹底期間」を設定しております。

次、各局の対応です。

政策企画局です。12 月 23 日に、1 都 3 県でテレビ会議を実施し、共同メッセージの発出、国への共同要請を行いました。

総務局です。都民への呼びかけを行っております。

生活文化局です。新型コロナウイルス感染症について情報発信を行っております。

住宅政策本部です。随時、住宅支援を実施をしております。

環境局は、3 密回避のため、年末年始、高尾山山頂を閉鎖いたしております。

産業労働局です。事業者に対する支援を引き続き実施しております。

最後に、教育庁は、学校における感染防止対策の徹底を行っております。

次に、各局からの報告に移ります。

オミクロン株による感染の急速な拡大を受け、今回、都の緊急対応を取りまとめました。

まず、基本的な考え方について総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは、「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応（案）」の基本的考え方について説明いたします。

感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫のみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧されます。

このため、直面する感染拡大に備え、医療提供体制を強化しつつ、都民、事業者、行政が一体となってこの危機感を共有し、感染防止に対する強い意識と自主的な取組により感染拡大を防いでまいります。

期間は1月11日0時から1月31日24時までとし、オミクロン株による感染拡大を防止するため、医療提供体制等の強化、都民・事業者等に対する協力依頼・要請、都の率先行動を実施してまいります。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「医療提供体制等の強化」他について、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。

私からは、オミクロン株の発生状況、医療提供体制の強化、オミクロン株に係る入院基準の見直しについて、ご報告いたします。

本日、オミクロン株の7日間平均の発生件数が推計で100人を超えたことを確認いたしました。

そのため、「オミクロン株 特別対応」として、病床確保レベルを現在のレベル1からレベル3に引き上げます。

これに伴いまして、感染者の重症度や病床の使用状況、一般医療への影響などを考慮しつつ、確保病床の拡大を医療機関に要請いたします。

また、入院待機ステーションや酸素・医療提供ステーションなど、臨時の医療施設等についても、最大限の体制に向け、感染の急拡大に備えます。

宿泊療養施設につきましては既に増強に着手しておりまして、1月中旬以降に7,000室体制とし、国に提供しております施設も含めて、1万1,000室を確保する見込みとなっております。

更に今後、居室数を増やしてまいります。

自宅療養の支援体制についても強化してまいります。

発熱相談センターや自宅療養者フォローアップセンターの体制を更に増強するとともに、入院調整本部の機能を強化いたします。

第5波において、過重な負荷がかかった保健所につきましては、人材の確保を前倒しで進めるとともに、健康観察の進捗の見える化や、チャットボット、ウェアラブル端末による健康観察など、DXによる保健所業務の改善も進めてまいります。

また、宿泊療養を希望する患者が保健所を介さず直接申し込む体制を強化し、都民への周知を徹底いたします。

ワクチンの追加接種についてでございます。

現在、医療従事者や高齢者施設入所者・従事者、一般の高齢者への追加接種を前倒しして開始しております。

また、警察・消防関係者など、エッセンシャルワーカーへのワクチン接種が極めて重要でありまして、職域接種を含めた追加接種の前倒しが必要でございます。

国に対しては、前倒し接種を具体化するためのワクチンの必要量を確実に供給するとともに、そのための仕組みを構築するよう求めてまいります。

次に、オミクロン株陽性者の入院・退院基準についてでございます。

現在、オミクロン株の患者は、全員が個室・陰圧管理ができる病床で入院すること、また、退院時は2回連続で陰性となることが求められております。

この状況が続けば病床がひっ迫する恐れがあり、都として、入院・退院基準の見直しを国に求めてきたところでございます。

今回、国が基準を見直したことによりまして、都としても本日から対応を変更いたします。

酸素投与が必要な方や、重症化リスクが高い方については、引き続き入院対応といたしますが、軽症・無症状であれば原則宿泊療養といたします。宿泊療養ができない事情のある方について、自宅療養を可能といたしました。

また、ワクチン接種者については、発症から10日経過すれば退院できることといたしました。

入院、宿泊療養、自宅療養のいずれの場合においても、都として万全の体制を整え、オミクロン株感染拡大に備えてまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に「都民・事業者に対する協力依頼・要請」に移ります。

まず、都民向けの要請・協力依頼、他について総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

それでは、最初に都民の皆様への協力依頼について説明いたします。

混雑する場所など感染リスクの高い場所への外出や、リスクの高い行動を控えるようお願いいたします。具体的には、会食は認証店を選び、少人数、短時間で、緊急事態措置や重

点措置区域への不要不急の移動及び体調不良時の外出は極力控えること、あらゆる場面で、自ら基本的な感染防止対策を徹底することをお願いいたします。

次に、事業者の皆様への協力依頼です。

飲食店等への協力依頼ですが、認証店について、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼いたします。

5人以上とする場合には、「TOKYO ワクシヨン」又は他の接種証明書、陰性証明書等の活用を必ずお願いをいたします。また、認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼をいたします。

一方、非認証店につきましては、これまでと同様、1グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とすること、酒類提供・持込は11時から21時までの間とするよう協力を依頼いたします。非認証店では、是非、この際点検を受けていただくよう改めてお願いいたします。

続いて、商業・集客施設においては、人と人との接触を更に低減するため、混雑時の入場者の整理等を徹底するようお願いいたします。

イベントの開催に当たっては、スタッフの配置人数など、感染防止安全計画の具体性について、これまで以上に詳細に確認させていただくこととしております。

また、施設管理者や主催者等は、来場者に対して基本的な感染防止対策の徹底や「TOKYO ワクシヨン」の活用等呼びかけるなど、安全・安心なイベントの開催をお願いしていきます。

次に、「広報・情報発信」です。

都では、こうした皆様へのお願いを都職員による繁華街での街頭呼びかけや、庁有車を活用して注意喚起をしていきます。区市町村においても、防災無線を活用した呼びかけを行っていただきます。

併せて、SNSやテレビ、WEB広告等も活用し、積極的に発信してまいります。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「テレワークの取組の一層の強化」について産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

事業者のテレワークの取組の一層の強化について報告をさせていただきます。

各企業の職場におきまして、テレワークや時差出勤、基本的な感染防止対策の徹底など、一層の取組をお願いしたいと考えております。

この度、経済団体に対して、「テレワーク・パワーアップ作戦」として、社内でのテレワークの実施状況をチェックリストを用いて総点検し、今後の目標を自主的に定め、取り組ん

でいただくよう要請を行ったところでございます。

オミクロン株対策の徹底に向け、引き続き、企業のテレワークの取組を着実に後押しをしてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「学校での対応」について教育長からお願いいたします。

【教育長】

私から都立学校の対応についてご説明申し上げます。

多くの学校につきましては来週始業式を迎えることとなります。

保護者の方々におかれては、家庭における基本的な感染防止対策の徹底と健康観察をしっかり行っていただくとともに、ご家族を含めました体調がすぐれない場合は登校を控えていただくようお願いしてございます。

今後、修学旅行などの宿泊を伴います活動を予定している学校につきましては、訪問先の感染状況に応じて、延期又は中止も含めて検討することといたします。

また、これから本格的な受験シーズンを迎えます。

都立学校の入試におきましては、感染症対策を徹底するとともに、濃厚接触者等に該当しました受験生の別室における受験や追試験の実施など、受験機会が確保できるようにしてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。

次に、「都の率先行動」に移ります。

まず、「都立施設等の対応」について政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

はい、私からは都立施設の対応について申し上げます。

都の率先行動といたしまして、スポーツ施設、図書館、都立公園等を除きまして、1月11日から原則休館といたします。

美術館・博物館の企画展、劇場・ホールの公演等は対象外といたします。

なお、上野動物園につきましては、すでに抽選が終わっております1月12日から14日までの3日間、2時間に限りまして、ジャイアントパンダの観覧のみ実施することといたします。

以上の点につきましては、別途、詳細を通知いたしますので、適切にご対応いただくよう
よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、都職員の取組について総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。

都民及び事業者の皆様の模範となるべく、都が率先して感染防止対策に取り組んでまい
ります。

まず、都庁職員のテレワークを強化いたします。特に、テレワーク推進のキーパーソンと
なる管理職が自ら率先して、可能な限り終日テレワークを実施するとともに、職員のテレワ
ーク実施についても一層促進してまいります。

また、出張につきましては原則テレビ会議等に対応し、年始における対面での挨拶も見合
わせることといたします。外部から来庁してのご挨拶もご遠慮いただくようお願いをして
まいります。

都職員の会食につきましては、認証店で4人以内、90分以内を徹底いたします。

次に、都民向け・事業者向けの協力依頼・要請についてまとめた資料でございます。これ
までの内容と重複するため改めて説明はいたしません、本日開催しました感染症対策審
議会におきまして、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

私からの説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

報告は以上になりますけれども、この他にWebで参加の方も含めましてこの場でご発
言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、会のまとめといたしまして、本部長からご指示をいただきたいと思いま
す。
お願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。

67回目になります本日の感染症対策本部会議、まず、オミクロン株によって、現在の感
染の拡大はかつてないスピードとなっております。感染者数の急速な増加は、放置しますと、
医療提供体制のひっ迫に繋がることは明白であり、それだけではありません。社会活動の基

盤すら揺らぎかねないという状態に陥ることも危惧されております。

そのような事態は何としても避けなければならない。直面する感染拡大に備えまして、医療提供体制を強化しつつ、都民の皆さん、事業者の皆さん、そして行政が一体となって、この危機感を共有すること、そして感染防止に対する強い意識と自主的な取組によって、感染拡大を防いでまいります。

こうした考え方のもとで、「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を取りまとめたところです。

まず期間ですが、来週の1月11日の火曜日から1月31日月曜日までの間、まず「医療提供体制等の強化」、「都民・事業者に対する協力依頼・要請」、そして「都の率先行動」、今申し上げた三つの点、これが三つの柱といたしまして、時期を逸することなく迅速かつ機動的に実施をしていく、そのことによって、これ以上の感染拡大を抑え込んでいきたいと思っております。

具体的な内容については、ただ今、関係局長から報告があったとおりでございます。

この後、都民の皆様方、事業者の皆様方に対しまして、改めて呼びかけを行ってまいります。

そして3番目の柱にありました都の率先行動であります、「隗より始めよ」ということで、各局におかれましては、都庁から新たな感染者を出さないように、テレワークの一層の活用、そして基本的な感染防止対策の更なる徹底など、職員自らの率先した自覚ある行動をお願いをしたいと思います。

厳しい局面ではございますが、ともに頑張る、そして、このオミクロン株という新しい敵に打ち勝っていくように、頑張ってください。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第67回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。